

平成 2 3 年

2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会
会 議 録

開会：平成 2 3 年 2 月 2 4 日

閉会：平成 2 3 年 2 月 2 4 日

会期：1 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

平成23年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

平成23年2月24日（木）

◆議事日程	1
◆本日の会議に付した事件	1
◆会議に出席した議員	1
◆会議に欠席した議員	2
◆議場に出席した説明員	2
◆議事次第	
◇会議録署名議員の指名	3
◇会期の決定	3
◇議案第1号上程	3
◇質疑	6
◇討論	11
◇採決	12
◇議案第2号上程	12
◇質疑	21
◇討論	30
◇採決	31
◇一般質問（8番 今村恵美子 議員）	31

平成23年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録

平成23年2月24日（木）

◆ 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号上程
- 第4 議案第2号上程

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号
平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第2号
平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算について

◆ 会議に出席した議員（17名）

- | | | | | | |
|------|-------|----|------|-------|----|
| 1 番 | 木村 修 | 議員 | 2 番 | 成宮 祐二 | 議員 |
| 3 番 | 谷川 利治 | 議員 | 6 番 | 西澤 伸明 | 議員 |
| 7 番 | 北川 久二 | 議員 | 8 番 | 今村恵美子 | 議員 |
| 9 番 | 小川喜三郎 | 議員 | 10 番 | 田島 茂洋 | 議員 |
| 11 番 | 徳永ひで子 | 議員 | 12 番 | 北村 收 | 議員 |
| 13 番 | 西川 正義 | 議員 | 14 番 | 馬場 和子 | 議員 |
| 15 番 | 夏川嘉一郎 | 議員 | 16 番 | 松本 忠男 | 議員 |
| 17 番 | 辰己 保 | 議員 | 18 番 | 西澤久仁雄 | 議員 |
| 19 番 | 伊谷 正昭 | 議員 | | | |

◆会議に欠席した議員（2名）

4番 北川 和利 議員 5番 赤井 康彦 議員

◆会議に出席した事務局職員

事務局長 大塚 敬一 書記 小椋 恭子
書記 高橋 大

◆議場に出席した説明員

管理者	獅山 向洋	副管理者	村西 俊雄
副管理者	伊藤 定勉	副管理者	北川 豊昭
副管理者	久保 久良	副管理者	松田 一義
会計管理者	山田 茂生		
総務課長	馬場 敬人	建設推進室長	宮本 守
紫雲苑場長	堀田 正明	投棄場場長	藤田 要一

◆議場に欠席した説明員（0名）

◆議事内容

平成23年2月定例会

午前9時30分

【開会】

議長 定刻となりましたので、これから始めたいと思います。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定例会の開会に先立ち、管理者より、ごあいさつをお願いします。

管理者 皆さんおはようございます。彦根愛知犬上広域行政組合の2月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

いよいよまさに予算編成の時期でございます、また議会が各市町で開催されようとしておりまして、何かとご多用の中をご出席いただきまし

て、誠にありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、平素から当組合の管理運営に格別のご支援とご理解を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、この2月定例会におきましては、「平成22年度一般会計補正予算第3号」および「平成23年度一般会計当初予算」の案件を上程させていただきます。どうか慎重にご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

午前9時31分 開会

議長 ありがとうございます。ただ今から平成23年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は17名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成23年2月定例会は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

【会議録署名議員の指名】

議長 日程第1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、1番 木村修さん、3番 谷川利治さんを指名いたします。

【会期の決定】

議長 日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

【議案第1号上程】

議長 日程第3、議案第1号「平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第3号」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

管理者 議長。

議長 管理者。

管理者 それでは、議案第1号につきまして、管理者の方から概略、説明させていただきます。議案目録に書いてありますように議案1号は別冊となっております。ご覧いただきたいと思います。この一般会計補正予算第3号でございますが、本年度予算総額は499,632千円でございますが、この現計予算に対しまして、歳入歳出それぞれ18,339千円を追加して、予算総額517,971千円といたしたいというものでございます。

この補正の内容でございますが、まず第1点目といたしましては、職員の退職に伴いまして、退職手当積立基金を取崩し、退職手当の所要額の措置を行うとすることでございます。第2点目といたしましては、以前の平成19年2月定例議会におきまして「紫雲苑の第1と第3日曜日の休業を全廃すること」との請願が採択されておりますことを踏まえまして、住民サービスの向上が図れますように、次年度の平成23年6月から、紫雲苑の休業日は元日のみといたしまして、364日開業することを予定しているものでございます。この開業日の拡大に伴いまして、職員の休暇体制を含め、紫雲苑の業務体制を整備することを目的といたしまして、元日を除く土・日・祭日に係る火葬業務につきまして、一部民間委託の導入を図るものでございます。平成22年度におきましても、5箇年の長期継続契約に向けた入札執行等の準備を行う必要がございますので、債務負担行為の定めをお願いするものでございます。

以上が概略でございますが、詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第1号「平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第3号」の詳細につきまして、ご説明させていただきます。まず第1ページをご覧いただきたいと思います。

1ページは提出議案の総括でございます。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,339千円を追加いたしまして、予算の総額を517,971千円とすること、また、同条第2項では、予算補正の款項の区分および金額について、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものでございます。次に、第2条につきましては、債務

負担行為について、「第2表 債務負担行為補正」によることを定めるものでございます。

次に2ページをご覧いただきたいと思ひます。「第1表 歳入歳出予算補正」でございまして、予算科目の「款」および「項」の区分で補正明細を記載してございまして、歳入におきましては、第4款「繰入金」第1項「基金繰入金」を18,339千円増額いたしまして、歳出におきましては、第2款「衛生費」第1項「衛生管理費」を18,339千円増額するものでございます。

次に、詳細につきまして、3ページ以降をご覧いただきたいと思ひますが、「歳入歳出補正予算事項別明細書」でございまして、3ページ「1総括」でございまして、補正予算の内訳につきまして、こちら予算科目の「款」別に記載してございまして、続いて、4ページをご覧いただきたいと思ひます。予算科目の「款・項・目・節」の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、「2歳入」につきましては、第4款「繰入金」第1項「基金繰入金」第1目「退職手当基金繰入金」につきまして、補正前の額としては、存目として1千円を計上してございまして、職員の希望退職に伴い、退職手当基金を取崩しいたしまして18,339千円を繰入れ、増額いたしまして、合計で18,340千円とするもので、節の区分として第1節「退職手当基金繰入金」に計上するものでございまして、なお、退職手当基金につきましては、当組合では毎年、所要額を積み立ててございまして、平成23年3月の取崩し前の残高といたしましては57,666千円で、これで取崩し後の残高といたしましては39,327千円となる見込みでございまして。

続いて、「3歳出」でございまして、第2款「衛生費」第1項「衛生管理費」第1目「一般管理費」に、歳入同額の18,339千円を増額いたしまして、合計で151,010千円とするもので、節の区分といたしましては第3節「職員手当」に、職員の希望退職に伴う「退職手当」所用額を計上するものでございまして、続いて5ページにつきましては、補正予算給与費明細書でございまして、「1特別職」に関しては、補正増減はございせん。「2一般職」でございましてけれども、補正前後の比較でございまして、給与費の職員手当のうち、退職手当に18,339千円増額する明細でございまして。

続いて、6ページをご覧いただきたいと思ひます。「第2表 債務負担

行為補正」でございます。

紫雲苑に係る「元日を除く土・日・祝日の火葬委託業務」に関しまして、管理者の提案説明にもありましたように、平成 23 年 6 月から紫雲苑の「364 日開業」を実施していくに伴いまして、火葬業務の一部民間委託を実施していく予定でございますが、平成 22 年度中におきましても入札執行、業者選定等の事務に着手する必要がございますことから、債務負担行為の定めをお願いするものでございます。

これは、紫雲苑の業務に関しまして、元日を除く 364 日開業することに伴いまして、開業日が当然拡大、増加いたしますので、火葬業務に携わります職員で組織される労働組合とも交渉を行い、労使の合意によりまして、職員の勤務体制や休暇体制を確保することを目的といたしまして、元日を除く土・日・祝日にかかります火葬業務について、民間委託の導入を図ろうとするものでございます。

表中の債務負担行為の期間および限度額につきましては、平成 22 年度は、予算額は 0 円で、入札執行等の事務を実施するものでございます。実際の予算が発生いたしますのは平成 23 年度からでございます。平成 23 年 6 月から平成 28 年 5 月までの 5 箇年の長期継続契約を予定してございまして、1 箇年当たり 9,876 千円として、限度額の総額を 49,380 千円とするものでございます。

以上、平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算案（第 3 号）のご説明とさせていただきます。それでは、よろしくお願い申し上げます。

議長 これより、質疑を行います。

質疑の通告が提出されておりますので、発言を許します。

8 番 今村恵美子さん。

今村議員 はい。8 番。

それでは、平成 22 年度一般会計補正予算（第 3 号）につきまして質疑を行いたいと思います。

先ほど、債務負担行為の説明の中で、斎場の現業職の業務につきまして民間委託をするという提案をお聞きいたしました。いま現業の職員さんは、正規職員の方が 3 名いらっしゃいますが、この職員さんたちがいるのに、なぜ民間委託をするのか。当組合で、その補充分の臨時職員の配置は、検討されなかったのか。また、この民間委託をしますと業務の

関係でいきますと、偽装請負といった問題が生じてくると思うんですけども、こういったことについては、どのように検討されているのか、その説明をまずお願いいたします。

紫雲苑場長 議長。

議長 紫雲苑場長。

紫雲苑場長 今村議員の質疑に対する答弁をさせていただきます。まず、現業職員がいるのになぜ委託するのか、臨時職員の配置を検討しなかったか、つきましては、紫雲苑の364日の開業は、管理者の提案説明にもありましたが、以前の平成19年2月の定例議会において「紫雲苑の第1と第3日曜日の休業を全廃すること」との請願が採択されておりますことを踏まえて、住民の強い要望であった開業の拡大を行おうとするものでございます。この364日開業に当たっては、火葬業務に従事する職員は、現在3名で行っており、住民サービスの向上を図りながら職員の健康管理、家庭サービスの向上、休暇の確保等を行わなければならないと考えております。また、各構成市町で作成しておられます「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」において、いずれの構成団体も、今後、現業職は採用しない方向性で、一部民間委託化や臨時職員の活用を図ることとされております。しかし、臨時職員の雇用は、原則1年雇用で、あくまで補助的な業務に限られ、毎年、臨時職員を雇用しなければなりません。その都度、火葬業務の機械操作の方法、ご利用者への接遇等を行っていただければ火葬業務に支障をきたし、住民サービスの低下につながる恐れがあります。また、さらに火葬場の8割が火葬業務を民間委託している状況も踏まえ、将来的には、全面的な民間委託の方向性も含め、今回の開業拡大に当たり、一部民間委託を行おうとするものでございます。

また、偽装請負にならないか、つきましては、偽装請負とは、契約上は注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じない業務請負の形式をとっているにも関わらず、実際には注文主の指揮命令下で労働者に業務を行わせること、であると認識しております。このため、業務従事者には、直接的な指揮命令を行うことなく、火葬業務を行ってもらえるよう、火葬業務、ご利用者への接遇、電話対応等に関するマニュアルや仕様を作成し、これに基づき作業を行っていただけるように、業務委託の仕様の作成を予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

議長 8番。

今村議員 今、説明をいただきましたが、先ほどの民間委託の業務委託については、当組合の皆さんとは合意されたということをお聞きしましたが、私が聞いているのは、労働組合の方は、労働条件としては合意していますが、委託業務については、組合は反対していますということをお聞きしております。また、この民間委託、今回、債務負担行為ということで49,380千円、平成28年度までの契約、5月までですか、それを単純に年間分で日割りしますと80千円以上の90千円近い金額がでてきたんですが、土・日と祭日、年間120日ぐらいありますから、そういった面で割っていきますと、これは、いまの現業の職員さんが土・日・祭日、二人出勤されても、臨時職員を入れた金額からしますと割高にはなっていると思うんですが、これは、経費の削減という形では、つながらないというのが先ほどの説明から見えてまいります。あえてこのような時期にこのような民間委託を導入するというのは、先ほどの説明では、さきに全部民間委託、業務委託をするということを計画されているということですがけれども、現在、いらっしゃる現業職員さんが定年になられる、その以降の話を考えておられるのですか。まだ、若い方もおられます、私は、こういったことが、民間委託が行われている等こういう業務、各一部事務組合とかそういったところでやられているというので、うちもそこに対応していくということをお先ほど説明がありましたが、現に合理的に考えて、現職でいらっしゃる火葬業務、技能職員に対して今後の業務を遂行していただく中で、この民間委託というのが、両方が偽装請負にならないように配慮してやっていくということですが、本当にできるのかどうか、財政的な問題も含めて理事会の方では、どのような、それに対して検討がなされたのか、もう一度説明をしてください。

議長

総務課長

総務課長

それでは、今ほどのご質問に対しまして、私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、委託を導入するにあたりまして、経費の面で、割高になるのではないかとご質問につきましては、ご指摘いただきましたとおり、現在の職員3名が超過勤務ですべて対応した場合なり、臨時職員を雇用した場合なりを経費の検討を行いましたけれども、当然、一部民間委託で年間相当額と比較いたしますと、直営で超過勤務対応なり、臨時職員を雇用する方が、当然安くなります。しかしながら、当然3名で対応するということになりまして、現在、土曜日・日曜日と対応し

ておりまして、月でもだいたい 60 時間程度の残業が生じております。それに加えまして、この拡大でまたさらに、第 1、第 3 の分の超過勤務が増加するということになりますと、過重労働を強いることになってしまいますので、その辺は、こちらの当局といたしましても、職員の健康管理の面からも考えましても経費よりも、その辺の無理を強いるということとはできないという判断をいたしましたものでございます。また、全面委託の件でございますけれども、当然職員として現在 3 名、正規の職員がおります。当然、その職員の身分は保証されておりますので、当然労働組合との交渉におきましても、現在従事している業務を変更するなり、職種を変えてしまうとか、そういうことになれば当然交渉での合意によることが必要となってきましたので、このへんにつきましては、交渉におきまして十分お話しはしてございます。ですから、全面委託というのは、将来的なお話として、含んでいただいて、今後そういった方向性も、当然他の斎場の状況も踏まえまして検討していかなければならないということを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長

8 番。

今村議員

ただ今の総務課長の方から、いま現業職として 3 名の正規職員さんがいらっしゃるので、その方たちの健康管理ならびに残業、そういったものの超過をさせないという形で考えているというお話でしたけれども、今は、土・日・祭日等も 3 人がローテーションを組んでやっているということですが、ここを民間委託で入ってもらうということは、その民間委託の人たちは、かならず業務は、一緒にはできないんですよ、その日は、一緒にやってしまうと偽装請負になってしまうから、とするとその民間委託の人が、そこに入って業務をされる。それをよく学校の用務員さんが民間委託できないっていうのは、用務員さん二人で一人が民間委託でも委託で入ってくると完全な偽装請負になってしまうというので、やってないのですが、私は、その先ほどの総務課長がおっしゃいましたが、一部委託ということで、経費としては、現状より高くつくということをお認めになりながら、民間委託を一部民間委託に踏み出すっていうのは、いまの職員の構成から行くと、非常に財政的な問題においても、支出が増えるということを見越してやっているということだと思っております。それでしたら、その健康管理のために休んでもらうのは当然のことですけど、住民のできるだけ使いやすくしてほしいという請願に応

えるのであれば、臨時職員で休日、祭日についても、正規の職員さん一人に臨時の職員さん二人とか、ローテーションの割り方で、工夫はいくらでもできるんじゃないかと思ったりもするんですけど、そういった形の検討というのは、当組合の管理者、そしてそちらの職員の皆さんの中では検討は無かったのでしょうか。それについて説明をお願いいたします。

総務課長 議長。

議長 総務課長。

総務課長 ただ今のご質問ですけれども、まず1点、民間委託が入った場合に、当然職員と同じような仕事を、混合してするという事は、今回の土曜日・日曜日・祝日の一部民間委託に際しましては、土曜日・日曜日・祝日の火葬業務を全面的に民間に委託いたしますので、そこに職員が一緒に仕事をするということは仕様でも考えてございませんので、完全に任せてしまうという形になります。次に2点ですが、支出が増えることに対しまして、住民サービスといたしまして当然、住民皆様のご要望が強かった開業の拡大をしようとするのでございますので、その辺の経費は増える。ただし、今回の委託という手法につきましては、さきほどもお答えいたしましたように将来的に全面委託というものを考えたときには、現在の運営費、当然安く運営できるということも将来的にはございます。また、臨時職員につきましては、当然安くなるということでございますけれども、現在の正規職員が3名おります体制を考えますと、まだ比較的若い職員もおります、それを踏まえますと、かなり長期間、臨時職員で対応していくということになってしまいます。そうしますと、また正規職員化できないかという問題も生じますし、そういうことになれば、当然、正規職員を雇用していくという方向性は、現在のところございませんので、そういった総合的な判断のうえで、一部民間委託という手法をご提案させていただいたということで、ご理解をお願いしたいと思います。

議長 他に質疑はありませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。以上で議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

今村議員 議長。反対討論。

議長 8番。

今村議員 それでは、平成22年度一般会計補正予算（第3号）につきまして、反対討論を行います。

先ほど、執行側からの説明をいただきましたが、1点目、一人か二人こういった少人数で行う業務を、今回民間委託という方向で出しておりますが、厚生労働省の関係の指針から照らしても、やはり偽装請負の危険性はあると思います。これが1つの問題点。それで、もう1つは、特に問題なのは、自治体ワーキングプア、これ今、社会的にも公務員労働者の中でも、働いても生活が貧困であるという社会的問題になっております。こういった中で、当組合が自ら安い民間労働者を安易に使っているのかという問題点です。委託とは、多少制度が異なりますけど、昨年12月、総務省は指定管理者制度についても、同制度は決して財政の効率化だけを追求するものではなく、住民の安全やサービスが基本との通達を出しています。私は、ここの行政組合でやってるこの葬祭業務というのは、非常に管内の住民にとっては、必要不可欠な公益性の高い業務で、それに関して安易な民間委託ではなく、うちは、正規の技能職員さん3人を雇って、最後の私たちいつかみんな死ぬわけですから、最後の処理をほんまに丁寧にやっていただいている訳です。そういった業務を安易に民間委託にもっていくという手法というのは、私は、非常に問題があると思います。といったことに対して、今回一部業務委託を民間に任せるという形で、走り出そうとしておりますが、この経費的にいっても、慣れていない民間業者が入って、その人たちに行われる火葬業務、機械のいろんな操業なんかにしても、やっぱり長年やってきた経験豊かな正規職員がいるのに、あえてそういう人たちに委ねなければいけないのかということに対しては、非常に疑問です。労働、残業時間、時間外が多いと問題、また、健康問題そういったことは、当然当組合で雇いあげしている職員ですから配慮して当たり前だと思いますが、そういったことも含めて全てを考えた場合に、私は、今回一部民間委託にこのような事業を出すというのは、日本共産党の議員を代表して反対といたします。以上です。

議長 他に討論はありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第 1 号「平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第 3 号」について原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

一起立者 13 名一

ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第 1 号「平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第 3 号」は、原案のとおり可決されました。

【議案第 2 号上程】

議長 日程第 4、議案第 2 号「平成 23 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

管理者 議長。

議長 管理者。

管理者 それでは、議案第 2 号「平成 23 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算」について、概要をご説明いたします。

これは、別冊になっております一般会計予算をご覧いただきたいと思います。平成 23 年度の当初予算の編成にあたりましては、依然として厳しい社会情勢のもと、各構成団体の財政状況や財政健全化に向けた取組を十分に考慮いたしまして、従来にも増して経費の節減に努めたものとなりました。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ 477,392 千円とし、前年度と比べますと 6,163 千円の減額とするものでございます。

なお、この予算の詳細につきましては、この後、事務局から説明させていただきますけれども、紫雲苑および中山投棄場・日夏投棄場の各施設の適正な維持管理、また新たなごみ処理施設の建設推進に向けまして、簡素で効率的な事業運営が図れるとともに、住民サービスの向上が図れるよう、必要となる経費を精査して、計上させていただきました。各構成団体におかれましては、非常に厳しい財政状況下でございますが、どうか当組合の運営にご理解をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議 長 事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。
総務課長 失礼いたします。

それでは、議案第 2 号「平成 23 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算」の詳細につきまして、ご説明いたします。平成 23 年度一般会計予算書の、1 ページをご覧くださいと思います。

平成 23 年度一般会計歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 477,392 千円とすること、また、同条第 2 項では、歳入歳出予算の予算科目の「款・項」の区分は、2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」によることを定めるものでございます。前年度比では 6,163 千円の減額となる予算総額でございます。続いて、詳細につきまして、3 ページ以降をご覧くださいと思います。

4 ページにつきましては、総括といたしまして、歳入・歳出予算の内訳を、予算科目の「款」の区分によりまして、前年度と比較しているものでございます。歳入におきましては、主には、第 1 款「分担金及び負担金」が 5,211 千円の減額となり、歳入合計で 6,163 千円の減額となっております。次に、歳出におきまして、第 3 款「公債費」、こちらが 4,178 千円の増額となっておりますが、第 2 款「衛生費」、こちらが 10,339 千円の減額となり、歳出合計では、歳入同様に 6,163 千円の減額となっております。

続いて、各予算科目の詳細につきまして、5 ページをご覧くださいと思います。まず、歳入の内訳でございますけれども、第 1 款「分担金及び負担金」第 1 項「分担金」は、中山と日夏投棄場の処分場建設工事と中山投棄場の浸出水処理対策工事に借りました起債の償還経費につきまして、説明欄のとおり、分担金アにつきましては平成 7 年、分担金イにつきましては平成 17 年の借入れました当時の国勢調査の人口を基に、人口割 80%、均等割 20%の割合で、各構成団体にご負担いただくもので 231,726 千円でございます。前年度比では 4,178 千円の増額でございます。なお、各市町のご負担額は、説明欄のとおりで、合計額で、彦根市が 161,312 千円、愛荘町さんは該当が無く、豊郷町さんが 22,011 千円、甲良町さんが 23,953 千円、多賀町さんが 24,450 千円でございます。続いて、第 2 項「負担金」は、当組合事業の、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に係ります管理運営の経費につきまして、直近の国勢調査の人口を基に、人口割 80%、均等割 20%の割合で、構成団体に

ご負担いただくもので、合計額で 216,712 千円でございます。前年度比では 9,389 千円の減額でございます。なお、各市町のご負担額は、説明欄のとおりでございますが、合計額で、彦根市が 140,638 千円、愛荘町さんが 5,893 千円、豊郷町さんが 22,636 千円、甲良町さんが 23,724 千円、多賀町さんが 23,821 千円でございます。

続いて、6 ページにお移りいただきまして、第 2 款「使用料及び手数料」第 1 項「使用料」につきましては、火葬場と投棄場の各施設の使用料収入としていたしまして 27,080 千円でございます。収入の積算は、過去の使用料実績に基づく推計によりまして積算をいたしまして、第 1 節「斎場使用料」は 23,000 千円で、前年度と同額としてございます。第 2 節「投棄場使用料」は 4,080 千円で、前年度比では、有料ゴミの搬入量の減少に伴い 720 千円の減額で見込んでございます。

続いて、第 3 款「財産収入」第 1 項「財産運用収入」第 1 目「利子及び配当金」につきましては、各基金の預金利息として 322 千円でございます。前年度比では、定期預金の利率の減少に伴いまして 232 千円の減額でございます。

続いて、7 ページをご覧くださいと思います。第 4 款「繰入金」第 1 項「基金繰入金」第 1 目「退職手当基金繰入金」こちらは、退職手当基金の取崩しのための存目措置といたして 1 千円で、前年度と同額でございます。

第 5 款「繰越金」第 1 項「繰越金」第 1 目「繰越金」は、前年度余剰繰越金として 1,500 千円で、前年度と同額としてございます。

続いて、8 ページをご覧ください。第 6 款「諸収入」第 1 項「預金利子」第 1 目「預金利子」は、公金取扱事務担保金定期預金利息として 1 千円で、前年度と同額でございます。同款、第 2 項「雑入」第 1 目「雑入」は、紫雲苑での骨箱・骨袋の売却代金、また自動販売機設置料等として 50 千円を計上し、前年度と同額でございます。

以上が、歳入の内訳でございます。合計の総額は 477,392 千円でございます。

続いて、歳出の内訳につきまして、ご説明させていただきます。9 ページをご覧くださいと思います。第 1 款「議会費」第 1 項「議会費」第 1 目「議会費」は、議会運営にかかる経費でございます。内訳は、第 9 節「旅費」のみで、議員の費用弁償として、定例会 2 回、臨時会 2 回、

議会運営代表者会 2 回を見込んでおり 188 千円でございます。前年度比では、新たに議会運営代表者会分を見込みましたが、臨時会分を 1 回減少と見込んでおるため、2 千円の減額となっております。

続いて、10 ページをご覧くださいと思います。第 2 款「衛生費」第 1 項「衛生管理費」第 1 目「一般管理費」は、プロパー職員、また派遣職員、嘱託職員、臨時職員等の人件費、および総務課にかかる経費で 127,223 千円でございます。前年度比では 1,284 千円の減額でございます。内訳は、第 1 節「報酬」は、監査委員、公平委員、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員の委員報酬といたして 237 千円で、前年度と同額でございます。第 2 節「給料」、また第 3 節「職員手当」は、プロパー職員 8 名と派遣職員 6 名（彦根市が 4 名、愛荘町が 1 名、豊郷町が 1 名）の合計 14 名にかかります給料および職員手当といたしまして、「給料」は 52,471 千円、「職員手当」は 40,012 千円でございます。前年度比では、職員総数は変わりませんが、プロパー職員 1 名の退職に伴いまして、派遣職員が豊郷町から 1 名増加するという形になります。前年度予算編成では、建設推進室の新設に伴い派遣人件費の見込みの積算でございましたけれども、本年度は派遣職員の確定に伴い、現状に合わせた積算を行いまして、「給料」は 1,034 千円の減額、「職員手当」は 343 千円の減額となったものでございます。職員手当に関しましては、前年度比では、子ども手当等の制度改正により 973 千円の増額となる要因が含まれますが、手当全体では 343 千円の減額となっております。この理由といたしましては、この後の紫雲苑事業の委託料でご説明いたしますが、紫雲苑に係ります休日の火葬業務の一部民間委託の新規実施に伴いまして、これまで直営で対応していた職員の休日勤務手当および特殊勤務手当の分が減少するものとして見積もったものでございまして、これまでの直営対応比較では、休日勤務手当で約 2,430 千円の減額、特殊勤務手当で約 480 千円の減額を見込んでいるものでございます。第 4 節「共済費」につきましては、プロパー職員・派遣職員の共済組合負担金ならびに嘱託職員・臨時職員の社会保険料等として 18,454 千円でございます。前年度比では、共済組合負担金の掛け率の増加に伴い 521 千円の増額でございます。第 5 節「災害補償費」は、休業補償等のための存目措置として 1 千円で、前年度と同額でございます。第 7 節「賃金」は、嘱託職員として投棄場の場長が 1 名、臨時職員として紫雲苑に 2 名・投

棄場に1名の3名、合計で4名分で8,836千円でございます。前年度比では、人数は変わりませんが、臨時職員の切替・更新に伴う通勤費等の見込みの増額の関係で78千円が増額してございます。第9節「旅費」は、普通旅費として61千円でございます。前年度比では、職員研修のための出張の増加を見込んでおりますので31千円の増額となっております。第10節「交際費」は、管理者交際費として20千円で、前年度と同額でございます。続いて、11ページをご覧くださいと思います。第11節「需用費」は、総務課で使用いたしますコピー用紙やコピーカウンター料等の事務消耗品費、公用車の燃料費、来客用茶葉代の食糧費、印刷物の印刷製本費、機器等の修繕料として、合計で633千円でございます。細節別は、説明欄に記載のとおりでございます。前年度比では、公用車の車検修繕料が減少して116千円の減額となっております。続いて、第12節「役務費」こちらは、電話料、郵便切手代の通信運搬費、また振込手続に係る手数料、公用車の保険料でございます。合計で296千円でございます。前年度比では、派遣市町の庁内LAN使用料を派遣元市町にご負担いただく変更がございまして、また、車検が当年度はないことにより304千円の減額でございます。続いて、第13節「委託料」こちらは、職員の健康診断委託料として114千円でございます。前年度比では、ホームページの作成委託分が減少しましたので892千円の減額となります。続いて、第14節「使用料及び賃借料」こちらは、事務機器のリース料、豊栄のさとの事務所使用料、またホームページサーバー使用料といたしまして1,339千円でございます。前年度比では、コピー・FAX複合機の更新等により19千円の増額となりました。続いて、第18節「備品購入費」は、総務課職員のパソコンのデータ共用システムのため、ハードディスク、ハブ等の購入といたして61千円でございます。第19節「負担金、補助及び交付金」こちらは、組合職員の互助会補助金、職員研修センターへの研修負担金、社会保険協会費、市町派遣職員退職手当積立金負担金として4,687千円でございます。前年度比では、職員互助会補助金は減額となっておりますが、職員の人材育成のための各種研修の参加負担金の増加、また派遣職員の増加に伴う退職金負担金の増加により721千円の増額となっております。第22節「補償、補填及び賠償金」は、事故賠償金等のための存目措置として1千円でございます。前年度と同額でございます。以上が、第1項「衛生管理費」第1目「一般管

理費」で、合計 127,223 千円でございます。

続きまして、第 2 目「財政調整基金積立金」でございますけれども、財政調整基金の利息を積み立てるもので 49 千円でございます。前年度比では、利率が減少しておりますが、基金の積み増しが平成 22 年度にございましたので 18 千円の増額でございます。

続いて、12 ページをご覧いただきたいと思えます。第 3 目「投棄場重機・施設整備基金積立金」、また第 4 目「斎場施設整備基金積立金」は、それぞれ基金の利息を積み立てるもので、投棄場重機・施設整備基金積立金は 101 千円で、前年度比では利率の減少により 74 千円の減額、斎場施設整備基金は 93 千円で、前年度比では利率の減少により 70 千円の減額でございます。

第 5 目「退職手当基金積立金」は、こちら基金利息分および職員の基本給に 1,000 分の 170 を乗じた退職手当相当積立額を積み立てるもので 4,458 千円でございます。前年度比では、積立率が 1,000 分の 160 から 1,000 分の 170 に改正されたことによりまして、また、職員 1 人減員となりますが 491 千円の減額となります。以上が、第 1 項「衛生管理費」で、合計 131,924 千円でございます。

続いて、13 ページにお移りいただきたいと思えます。第 2 項「保健衛生費」第 1 目「斎場管理費」こちらは、火葬場「紫雲苑」の維持管理に要する経費で 27,227 千円でございます。前年度比では 4,686 千円の減額でございます。内訳といたしましては、第 11 節「需用費」は、事務用品や火葬業務用の五徳、お香、また台車保護材、また火葬業務職員用の貸与礼服等の消耗品費、また火葬用灯油の燃料費、来客用茶葉の食糧費、印刷物の印刷製本費、施設の電気・水道代の光熱水費、また火葬炉設備等の定常的な修理に要する修繕料として、合計で 14,612 千円でございます。細節別は、説明欄の方に記載させていただいておりでございます。その内、修繕料は 5,350 千円ございまして、主に火葬設備の修繕といたしまして、日々の業務に支障をきたすことのないよう、火葬炉設備の経年劣化、機能低下に伴い必要となる修理等を予定しているものでございます。前年度比では、修繕料は 3,250 千円の減額で、また燃料費単価の減額等もございまして、需用費全体では 4,780 千円の減額でございます。続いて、第 12 節「役務費」でございますが、電話料、郵便切手代の通信運搬費、浄化槽法定点検の手数料、また建物火災保険の保険料

として、合計で 301 千円でございます。前年度比では、地下タンク内の灯油移送作業を新規で行いますので 37 千円の増額でございます。第 13 節「委託料」につきましては、施設の維持管理に必要となります説明欄に記載の委託業務を行うもので、合計額で 11,740 千円でございます。前年度比では、新たに説明欄一番下の「元日を除く土・日・祝日の火葬業務委託」を 6 月から予定してございます。これは、補正予算における債務負担行為でもご説明いたしましたけれども、以前の議会で「紫雲苑の第 1 と第 3 日曜日の休業を全廃すること」の請願が採択されておりますことから、住民皆さんの強い要望もございまして、紫雲苑の休業日は元日のみといたしまして、364 日の開業を予定することに伴いまして、開業日が増加・拡大いたしますので、そのために一部民間委託の導入を図ろうとするものでございます。この委託業務の増加等により前年比では 7,602 千円の増額でございます。予算書には、入札執行の関係上、備考欄詳細金額は記載せず、各委託業務の名称のみを挙げております。続いて、14 ページをご覧ください。第 14 節「使用料及び賃借料」は、事務機器のリース料、ガス警報機のリース料、NHK 受信料として 133 千円でございます。前年度比では、FAX・コピー複合機の更新に伴いまして 71 千円の増額でございます。第 18 節「備品購入費」は、機器の故障・機能低下に伴い、ノート型パソコン 2 台と業務用掃除機の購入といたしまして 421 千円でございます。第 19 節「負担金、補助及び交付金」は、日本環境斎苑協会会費といたしまして 20 千円でございます。前年度比では、新規加入で新規増額となりますが、火葬炉の維持管理や改修計画に関する研修の受講等が可能となり、火葬場の管理運営に有益となるものでございますので、新規で加入するものでございます。以上が、第 2 項「保健衛生費」で、合計 27,227 千円でございます。

続いて、15 ページをご覧ください。第 3 項「清掃費」第 1 目「投棄場管理費」こちらは、中山投棄場と日夏投棄場の維持管理に要する経費で 84,396 千円でございます。前年度比では 4,047 千円の減額でございます。内訳といたしましては、第 4 節「共済費」は、投棄場の搬入物検査員等の臨時職員にかかります労災保険料として 113 千円でございます。前年度比では 5 千円の減額でございます。第 7 節「賃金」は、第 4 節の共済費同様に、投棄場の搬入物検査員等の臨時職員にかかります賃金として 8,660 千円でございます。前年度比では、検査員が 7 名から 6 名となる

関係上で 384 千円の減額となります。第 8 節「報償費」は、投棄場建設時の地元との覚え書によりまして、自治会等に支払う地元協力感謝金、環境保全対策費といたしまして 2,850 千円で、前年度と同額でございます。内訳は、説明欄に記載させていただいておりますとおりでございます。第 9 節「旅費」は、普通旅費といたしまして、技術研修旅費として 24 千円で、前年度と同額でございます。第 11 節「需用費」は、事務用品や浸出水処理に使用いたします薬品等の消耗品費、また重機・ダンプの燃料費、来客用茶葉の食糧費、印刷物に係ります印刷製本費、施設の電気・水道代の光熱水費、浸出水処理設備や重機の定常的な修理に要する修繕料として、合計で 31,350 千円でございます。細節別は、説明欄に記載させていただいておりますとおりでございます。その内、修繕料につきましては 22,211 千円で、主に浸出水処理設備や重機の修繕として、設備等の維持に支障をきたすことのないように、経年劣化、機能低下に伴い必要となる修理等を予定してございます。前年度比では、修繕料は 150 千円の減額で、また燃料費単価の減額等もありまして、需用費全体では 477 千円の減額でございます。第 12 節「役務費」は、電話料、郵便切手代の通信運搬費、重機の法定点検の手数料、公用車・重機の保険料といたしまして、合計で 834 千円でございます。前年度比では、重機・ホイールローダの特定自主点検の増加等により 34 千円の増額でございます。第 13 節「委託料」は、15 ページから 16 ページの方に渡っておりますが、施設の維持管理に必要となります説明欄に記載の委託業務を行うもので 35,780 千円でございます。前年度比では、埋立場内の測量調査業務が隔年実施のため、平成 22 年度はありましたが、平成 23 年度は予定ございません。しかしながら、新たにトラックスケール点検整備・代行検査委託業務を行いますので 126 千円の増額となります。予算書には、入札執行の関係上、備考欄詳細金額は記入せず、各委託業務の名称のみを挙げさせていただいております。続いて、16 ページで、第 14 節「使用料および賃借料」こちらは、事務機器のリース料、残土置場の借上料、浸出水処理施設監視システムのリース料として 2,653 千円でございます。前年度比では、カラーデジタル複合機の更新の関係で 129 千円の増額でございます。第 16 節「原材料費」こちらは、覆土用山土、碎石の購入といたしまして 1,400 千円でございます。前年度比では、人工軽量盛土材の減少で 137 千円の減額となります。第 18 節「備品購入費」は、機器の故

障・機能低下に伴いまして、ノート型パソコン3台の購入といたしまして585千円でございます。第19節「負担金補助及び交付金」は、県廃棄物適正管理協議会費として10千円で、前年度と同額でございます。第27節「公課費」は、公用車の重量税・印紙代といたしまして137千円で、前年度比では、対象車種の関係で8千円の減額でございます。以上が、第3項「清掃費」第1目「投棄場管理費」で、合計84,396千円でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。同項、第2目「塵芥焼却場費」でございますが、こちらは新しいごみ処理施設の建設にかかります建設推進室の運営に要する経費で931千円でございます。前年度比では295千円の増額でございます。内訳といたしましては、第9節「旅費」は、普通旅費といたしまして51千円でございます。前年度比では、地域計画の県等との調整の関係から28千円の増額でございます。第11節「需用費」は、建設推進室で使用いたしますコピー用紙やコピーカウンター料等の消耗品費、また公用車の燃料費として、合計で190千円でございます。細節別は、説明欄に記載させていただいております。前年度比では、食糧費として会議用の分が減少してございますので2千円の減額でございます。第12節「役務費」は、郵便切手代の通信運搬費、また公用車の保険料といたしまして、合計で26千円でございます。前年度比では、切手代の増加と公用車保険の対物賠償無制限への変更により11千円の増額でございます。第14節「使用料及び賃借料」は、公用車のリース料といたしまして197千円でございます。前年度比では、入札落札額の単価の関係上で11千円の増額でございます。第18節「備品購入費」は、各種会議・会合用機器として、ノート型パソコン、モバイルスクリーン、プロジェクター等の購入で467千円でございます。以上が、第3項「清掃費」第2目「塵芥焼却場費」で、合計931千円でございます。

第3項「清掃費」の合計といたしましては、「投棄場管理費」と「塵芥焼却場費」こちらを合わせますと85,327千円でございます。

続いて、18ページをご覧ください。第3款「公債費」第1項「公債費」こちらは、起債の償還にかかる経費でございます。第1目「元金」の償還額は224,796千円、第2目「利子」の償還額は6,930千円で、合わせまして231,726千円でございます。前年度比では4,178

千円の増額でございます。

続いて、19 ページをご覧ください。第 4 款「予備費」第 1 項「予備費」第 1 目「予備費」でございますして合計 1,000 千円で、前年度と同額でございます。

以上が、歳出の内訳でございますして、歳出合計は 477,392 千円でございます。

続いて、20 ページから 23 ページにかけましては、給与費明細書でございますして、予算書の人件費にかかる明細等でございます。20 ページは、特別職の給与費の明細でございますが、前年度比では、増減はございません。21 ページは、一般職の給与費でございますが、前年度比では、職員総数に関しましては増減がございません。ただし、内訳におきまして、プロパー職員が 1 名退職により減で、派遣職員で豊郷町さんから 1 名増となっております。なお、22 ページ、23 ページは、給料および職員手当に関する状況の資料でございます。

続いて、24 ページをご覧くださいと思います。起債残高の見込みに関する調書でございます。平成 23 年度は新規の借入れ予定はございません。元金の 224,796 千円を償還いたしまして、平成 23 年度末の現在高は表の一番右で 158,166 千円の予定となるものでございます。

以上が、平成 23 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算案のご説明とさせていただきます。それでは、ご審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

では、ここで暫時休憩いたします。

《暫時休憩 10:37～10:50》

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が提出されておりますので、発言を許します。

8 番 今村恵美子さん。

今村議員 それでは、「平成 23 年度一般会計予算書」につきまして、質疑をさせていただきます。

ページで言いますと、歳入のところですけども、5 ページで、分担

金、負担金の予算が歳入部分で計上されておりますが、この部分で、1市4町の分担金、負担金の均等割の20%につきましては、この新年度予算編成におきまして、この見直しというのを検討をされなかったのか、このことを説明お願いいたします。

それから、次は、15ページになりますが、15ページの歳出の方で、款の2の「衛生費」、第3項「清掃費」の中で、ここに節の部分8番「報償費」で地元協力感謝金というのが計上されております。鳥居本学区自治連合会が1,200千円、中山町中山自治会に600千円、三津屋町自治会に1,000千円、この地元協力感謝金につきまして、これについての支出根拠、法的な根拠を説明をいただきたいと思っております。以上です。

議 長 総務課長。

総務課長 失礼いたします。それでは、ご質問をいただきました中で、分担金、負担金の均等割20%の見直しは、検討されなかったのか、につきましてお答えをいたします。

先の平成22年8月組合議会定例会の一般質問におきまして、お答えいたしましたように、当組合の分担金、負担金につきましては、当組合負担金に関する条例に基づき、均等割20%、人口割80%の割合で算定しております。均等割については、各市町の人口規模や利用量に関わらず、共通で負担すべき経費が発生することや、各市町が等しく事業に参加していることを踏まえて、一定相当額の20%を均等割としているものでございます。また、他の一部事務組合と比較いたしましても、当組合の負担金の算定手法としての均等割20%が、不合理で、不公平であると考えておらず、見直しは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

議 長 中山投棄場場長。

投棄場場長 地元協力感謝金の法的根拠についてのご質問に、お答えいたします。地元協力金は、判例として大阪高裁での「損害賠償請求控訴事件」に係る平成17年7月14日の判決により、滋賀県が下水道処理施設に係る環境対策負担金として公金を支出したことが違法でないことと示されており、いわゆる迷惑施設とされるような施設の円滑な遂行等の目的の下に、地元協力金の支出は、地元住民の理解と協力を得るために必要な経費として、地方自治法第232条第1項の事務処理経費に当たると認められております。

当組合における地元協力感謝金に関しましても、投棄場の設置等の伴

い、搬入車両による騒音や交通量の増加等、周辺環境への懸念に対する地元住民の理解を得るために必要となる事務処理経費に当たると解釈しており、地元自治会等との協議の合意事項について取り交わした覚書に基づき、これまでも支出しており、今回の予算書にも計上させていただいてるもので、ご理解をお願いいたします。

議 長 8 番。

今村議員 まず、この分担金、負担金の均等割 20%につきまして、地方自治法の 287 条規約等に関する、一部事務組合の規約は、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない、の 7 項に一部事務組合の経費の支弁の方法というのがあるのですが、先ほど執行側からの説明では、今回の算定については、妥当なものであると、というような形の前回の一般質問と同じような答弁をいただきましたが、一部事務組合でも、そこに組織する地方公共団体というのは、規模も、また市と町という規模と違う、そういう大小もありますし、同じ町レベルでやっている一部事務組合もありますし、そういった各地方公共団体の現状を正確に反映されるべきものではないかと思うんですけれども、この地方自治法の一部事務組合、286 条で、そういったことで規約を作りなさいとなっておりますが、当組合の構成団体は、彦根市と、あと犬上郡 3 町と、愛荘町ということで、複合的事務組合、一部事務組合ですから愛荘町さんの関係する部分は一部ですけれども、こういった構成される地方公共団体の人口比が明らかに違うという中で、この起債の償還ならびに事業負担金、こういった経費が 2 割も応分の負担割合でやっていくというのは、公平さに欠けているのではないかと感じるんですけど、それは、一般的にそういうふうな、豊郷で例を言いますと、町の中でも大きな区と小さな区では、地元負担金の割合の軽減措置があったりとかしますけど、そういった面では、この 2 割負担というのが軽減対象には、全体の市と町との割合の中で軽減とか、そういったことを当組合では、検討がなされていないのか、その点について答弁をお願いいたします。

それから、協力金のところなんですが、先ほど場長の方から毎年計上されて、判例にもそのいうのが出ているということを説明いただきました。これは、地方自治法の 232 条の 2 寄付又は補助ということで、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付や補助をすることができる。と、その規定にそって支出がされていると思うん

ですが、その運用について、公益上必要があるか否かは、当この一部事務組合の長ならびに議会が個々の事例について認定するものであるが、これは全く自由裁量行為でできるものではないと、客観的に公益上必要であると認められるものでなければならぬと、こういったことが行政実例で挙がってるんですが、そこでお聞きしたいんですが、ここで毎年掲げられている鳥居本学区自治連合会 1,200 千円、また中山町中山自治会 600 千円、三津屋町自治会に対して 1,000 千円これの算出根拠、どういう算出根拠で、これが公益上必要であると認められているのかどうか、その点について再度、説明をお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 まず 1 点、分担金、負担金の均等割 20%のご質問でございますけれども、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように法的な規定によりますと、うちのほうでは、当組合の規約で規定して、そのうえで条例を制定している。その中で、20%、80%という割合をされているという状況でございます。法的には問題はないという状況でございますけれども、20%が適正かどうか、また今後どうするのかということにつきましては議員もおっしゃっていただきましたように将来的な課題といたしましては、いろいろな事業が、新しいごみ処理施設の建設と負担金の増加なり多額の経費を要する事業も予定されてございます。そういった状況においては、いろいろな議論が、またあろうかと思いますので、適宜そういう検討を加えていきたいと思っておりますのでご理解をお願いします。

議 長 暫時休憩します。

《暫時休憩 11:02～11:04》

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中山投棄場場長。

投棄場場長 今ほど議員が、ご質問の中で地方自治法第 232 条の 2 というお話で、寄付又は補助ということをお話をされたんですけども、先ほど答弁しましたのは、地方自治法第 232 条第 1 項の経費の支弁等ということでございます。それと、今の算定でございますが、各団体、自治連合会、中山の自治会、ないし三津屋町自治会のそれぞれの団体と協議をいたしまして合意になった金額、それをこれまでの年度を含めて、みなさんに議

決をいただいて支出しております。以上でございます。

議 長 8 番。

今村議員 協力金の方のことですけれども、経費の支弁等とのことで 232 条に基づいて処理をしているという話ですね。今の話では、それも含めてですけれども、その協議の下で、各自治会、連合自治会等と協議もので金額を策定しているというのであれば、協議の中で、どういうために必要なのかという具体的な自治会の方からの仕様、経費の内訳とかそういったことがあってしかるべきだと思うんですが、その辺の、もうそういうのを交わしているというお話ですが、その中に出ている具体的な明細については、わかってたら説明をお願いします。

議 長 中山投棄場長。

投棄場場長 覚書の中では、環境保全の経費としてお支払いをするということでございます。

議 長 他に質疑ありませんか。

辰己議員 はい。

議 長 17 番。

辰己議員 発言通告自体は、出させていただいている訳ですが、私の質疑は、一般質問にも、質疑にも値しないということで、あえてこの場で手を挙げさせていただきました。

愛荘町から参画させていただいている議会の議員、その存在そのものをやはり問われるということで質疑を行います。

まず、最初に今年度 2 回の研修会、要するに新しいごみ焼却に目指した研修会が行われています。そのことについては、その経費は、どこに出ているのか、補正予算も出ていない、また、来年度に向けてのそうした研修、そうしたものに対しても計上されていない。ということで、宮本室長にお尋ねをしたところ、湖東広域一般廃棄物処理検討協議会その余剰金を使っているということをお聞かせいただきました。それならば、建設推進室は、協議会の事務局も兼務しているのかどうか、ということがまず一つ。そして、それならば、建設推進室の平成 23 年度の事業計画、要するに当初予算に何一つ出ていないわけです。ですから、どのような事業計画をされているのか、やはり明らかにしなければ、その愛荘町の議会代表としては、協議をしにくいということになります。ですから、どういう事業計画を立てておられるのかを聞かなきゃならん、と思いま

す。この2点について、まず答弁をお願いしたいと思います。

議長 建設推進室長。

推進室長 ただ今のお尋ねでございますけれども、まず協議会の事務局でございますけれども、協議会の設置要綱というものを作っております。この間、平成22年2月末までは、彦根市の廃棄物広域化対策室でこの事務局を預かっておりましたけれども、昨年3月1日にこの組合ができました組合化になりましたことから、わたくしどもの建設推進室のほうで協議会の事務局を、設置要綱を変更し、持ってきております。それから、2点目の促進協議会の、先ほど平成23年度とおっしゃっていただきましたが、22年のことだと思いますけれども、その会計といいますか、その予算については、毎年協議会の首長で構成されております協議会で、昨年ですと、平成22年5月31日の協議会でその予算、事業計画というものを承認していただいております。その内容については、協議会のホームページ、今のところ彦根市の中のホームページでございますけれども、そこでその内容は掲示をさせていただいております。以上でございます。

それから、もう一つですね。協議会については、いつも公開でやらせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

平成23年の事業計画につきましては、毎年ですね、各市町の予算がこの3月に決まるわけですが、その後協議会を例年ですと5月前後に開催しまして、その当年度、たとえば、平成23年度の予算ですと今年の5月前後に協議会を開きまして、そこでご協議いただいております。

議長 17番。

辰己議員 聞き取りにくいところがありましたので、ちょっと正確に質疑ができるかどうかわかりませんが、いずれにしても協議会の事務局の所在は、建設推進室という理解でいいということですね。それは、首長市町が1市4町の合議体という解釈でいい訳ですね。そうならば、一体この広域議会でのその事業化というものが、どこに発生するのかという根本的な疑問が生まれてきます。しかも当初予算、23年度の予算を構成検討するにあたって、そうした協議が何一つされていないというところでは、管理者としてどのようにお考えいただくのか。また、村西管理者についても、愛荘町が、この当議会に参画する、議会代表を3人出していただい

ているわけですが、それに対して、いまの答弁を聞いている限りで、どこに組合議会に参画する意義あるのかということについては、村西管理者の方から答弁をお願いします。

議 長 管理者。

管 理 者 この組織関係についてですね、簡単にご説明申し上げますと、やはり管理者、副管理者として、今後どのように物事を進めていくかという意味でですね、1市4町の首長が集まって促進協議会というものを続けるというふうにご理解いただきたいと思います。そういう意味でですね、いわゆる研修会、促進協議会において立案したうえで、今の事務局がいましてですね、現実に進めていくという状況でございます。それと同時にですね、このごみ処理施設の建設、そのものの事業として、一体どのようにやっていくのだというご質問、とくに平成23年度は、どうするんだというご質問だと思います。で、それにつきましてはですね、ちょっと後ほど、また、一般質問の中でも、出てくる思っているわけでございますが、現在ですね、このようなごみ処理施設の建設計画についてですね、今まで促進協議会の中で進めてきたという経緯がございますので、計画書を所轄の官庁に出しましてですね、後ほど報告させていただきますが、大臣のほうのですね、その計画について承認を受けたというような状況でございます、その辺は、計画については実は、また場所も何も決まっていない、ただこの1市4町という一つの地域の中でですね、このようなごみ処理の計画をしたいというようなことについて大臣の承認を受けたという段階でございますので、そういう意味で、この組合としてのですね、事業計画は、まだ出ない、出てない、けれどもいずれは出すと、こういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

議 長 村西副管理者

村西副管理者 いま、獅山管理者が答えられましたようにですね、この協議会と当組合の建設推進室との業務の分担というかあり方、今、管理者のほうに答えられましたが建設方針の方は具体化してきたら、その時に具体的に動き出すと、こんなことかなと思ってるんですが、今後とも、このあり方は、やっぱり整理をしていかな、あかんのかなといま認識した次第です。

議 長 他に質疑ありませんか。

西澤議員 議長。

議 長 6 番。

西澤議員 13 ページに関わって質問します。

委託料と最後のところの元日を除く土・日・祝日の火葬委託業務ですが、補正予算のときにも説明がありました。そこで具体的にですね、4 点ご説明を願いたいと思うんです。この入札の執行の予定日、それから入札方法、それから対象となる業者、どういうふうを選定されているのか、それから契約期間、これ説明の中で5年契約というようにされました、その理由と根拠をですね、まずご説明ください。

議 長 暫時休憩します。

《暫時休憩 11:18～11:20》

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

総務課長 それでは、ただ今のご質問にお答えいたします。まず1点、入札の予定日等でございますけれども、当然、この議会においてご審議をいただき、その後に動き出すという形になろうかと思っておりますけど、なるべく早い時期に、入札のほうは、予定させていただきたいと思っております。できましたら平成22年度中に入札のほうを実施していきたいと、そのうえで、平成23年6月から事業を実施できるように予定をしております。方法につきましては、指名一般競争入札を現在予定しております。業者の選定につきましては、当然、そういった火葬業務を請け負える業者ということで県内の、今実施しておられる委託請負業者等を参考にさせていただきながら、また、市内の火葬業務をやっておられる葬祭業者さん等を検討に加えていきたいと思っております。つづいて、契約の期間でございますが、5箇年の長期継続契約を予定しているという状況でございますので、よろしく申し上げます。

議 長 6 番。

西澤議員 まず下のほうからですが、答弁になってないんですよ。なぜ、5年だと聞いているんです。5年は、先ほども補正予算のときに言われました。もう一度、なぜ5年なのかという理由を聞かせてください。もう一つですが、指名一般競争入札、指名入札と一般競争入札を入れられましたが、これはそれぞれ方法が違います。指名方法とそれと一般競争入札違いま

す。指名もやり、一般競争入札もやるのか、この点をご説明願います。それから、年度内と言いますと、3月31日までにこれを行うというわけですから、業者選定がどのようにされているか、つまり一般自治体ですと、指名の願い、ないし入札参加申し込みが2月中にされています。そういう業務も、この当組合でされているのか。その点ご説明願いたいと思います。以上です。

議 長 総務課長。

総務課長 ただ今のご質問でございますけれども、まず第1点、5年の長期継続契約をする根拠としまして、当然火葬業務ということで機械操作、ならびに利用者への接遇等専門的な知識を有する部分もございます。あまり、短期間で委託を行いますと、業務に支障をきたしてくるという可能性もございます。まあ5年という設定が適正かどうかというのは、今後検討する余地があるかどうか、あれですけれども、現在のところ5年ということで予定しておりまして、5年更新ということで、それにつきまして、また5年後で見直してまた、適正であったかどうかをまた、判断していくという形で心掛けていきたいと思っております。2番目の指名につきまして、指名入札ということで訂正をさせていただきます。3番目、入札に当たっての指名登録等の件でございますけれども、当組合におきましては、彦根市の登録業者さんに準じて指名等を行っている状況でございますので、この入札に当たっても彦根市に登録されている業者ということで、考えております。以上でございます。

議 長 6番。

西澤議員 最後にいわれました彦根市の例を、ということなんですが、それは、当組合の規約上、運営上、何かの取組がされているのか、それとも、当組合に指名登録、指名願をされている業者がいるのか、ないしは、これは新しく元日を除く土・日・祭日の火葬業務を委託していくわけですけれども、将来的には、全面委託というのは表明されました。そういう点から行きますと、新たに組合として新たに指名願を出すと、いう方向なのか、それとも、従来通り彦根市に準じてということでされるのか、説明を願いたいと思っております。

議 長 総務課長

総務課長 指名登録の関係につきましては、従来からの工事につきましても、こちらの規則によりまして彦根市に登録されている業者を指名するという

形でございますので、こちら組合で、単独で指名登録の業務を行っているというものではございますので、ご理解をお願いいたします。

議長 他に質疑はありませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。以上で議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

今村議員 議長。反対討論。

議長 8番。

今村議員 平成23年度一般会計予算書に対しまして反対討論をいたします。

4点指摘をさせていただきます。1点目は、分担金、負担金の均等割の問題ですが、今後検討はされるという話ですが、今回の予算書を見る限りは、当組合を組織する地方公共団体の公平性が確保されていないという問題点を指摘しておきます。2番目は、補正でも申し上げましたが、斎場の業務における一部民間委託の予算化に対しましては、この5年契約ということで、されるということですが、その経費が、割高であるという問題、また、将来的に全面民間委託にしていくという問題、これは、当組合の業務としては、私は、民間委託ではなく、直営でやるべきであると考えております。補正のときにも申し上げましたが、そういった面では、今回の予算化は問題があると思います。そして、3点目ですが、今後予定されている広域のごみ焼却処分場こういった建設問題について、税金の無駄遣いや地球環境問題にかかるCO₂削減目標から照らしても、当組合における十分な情報公開と説明責任が果たされていないというのが、やはり問題だと思えます。それが3点目です。4点目ですけど、派遣職員の問題ですが、先ほど提案説明の中で、今回退職補充として豊郷町から職員を当組合に派遣して、職員を補充するという説明がありました。その職員は、職員の号級から行くと2号級、現在、当組合で、日々ご尽力をいただいている局長やそれから室長、宮本室長等同級の職員を豊郷町から派遣職員として迎え入れるという予算化がされておりますが、紫雲苑の場長というのは、場長管理者みたいなのは、かつて嘱託職員ですと輪番制で回ってやっていたという経緯があったんですが、この彦根市の派遣職員が、入ってくる職員が増えるに伴い、そういった嘱託職員の採用というのがなくなってきていると思うんです。中山投棄場のほう

は、嘱託で、場長としてお願いをしている訳ですが、紫雲苑の場長に関しましても、私は、正規のそういう、早く言えば、高い給与の方をここで迎え入れる必要はないと思います。ちょっと前まで、豊郷から退職職員が行っていましたが、嘱託職員として。そういった問題も、やはりその事前に当組合議会に対しても職員配置の問題なんかも、もっと透明性をもって説明を、予算に上げる前に、諮っていただきたいと思います。そういった面では、私は、この派遣職員が各自治体からどんどん増えるというやり方は、非常に問題があると思っていますので、その4点を指摘して、予算書に対しましては、日本共産党議員団の代表として反対いたします。以上です。

議長 他に討論ありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第2号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算」について原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 13名—

ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第2号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算」については原案のとおり可決されました。

議長 次に、定例会でもありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の通告書が提出されておりますので、発言を許します。

8番、今村恵美子さん。

今村議員 8番。それでは、一般質問をさせていただきます。

循環型社会形成推進地域計画書の公表と公聴会の開催を求めます。

昨年、当組合は、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会で策定した「湖東地域循環型社会形成推進地域計画」を国、環境省のほうに提出し、交付金申請をしています。環境省の官房廃棄物・リサイクル対策部のホームページによりますと、平成23年1月14日（第5回目）の内示決定には、当組合の地域計画は上がっておりませんでした。本来、国に交付金申請する前に、当組合議会議員や関係市町住民に対してこの地域計画を公表するべきではないかと思います。理事者、行政が一方的

に計画策定をして、大型公共事業を進めれば、税金の無駄遣いの危険性があります。今からでも遅くありませんので、この地域計画についての公聴会を当組合主催で開催し、住民合意を図るべきと思いますが、答弁を求めます。

議長 推進室長。

推進室長 ただ今の循環型社会形成推進地域計画の公表と公聴会の開催をについてのご質問についてお答えいたします。

湖東地域の新しいごみ処理施設の整備に関しましては、多額の財政負担が求められますことから、市町村の廃棄物処理施設整備事業に対する国の財政支援策でございます、循環型社会形成推進交付金を受けるべく、交付申請の準備を進めているところでございます。

交付金の交付を受けるためには、循環型社会形成推進地域計画の提出が求められておるところでございます、環境省のこの「推進地域計画作成マニュアル」により作成することとされております。

この地域計画は、現在1市4町で進めております新しいごみ処理施設建設事業を交付対象事業としてお認めいただくための計画書でございます、その作成過程におきまして、国や県とともに循環型社会形成推進協議会というものを開催し、意見交換を行わなくてはならないとされておりますが、公聴会に関しましてはその記載はございません。開催は不要とされているところでございます。

当圏域の地域計画につきましては、昨年8月に彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町それから私も彦根愛知犬上広域行政組合の連名で提出させていただきました。今月の21日に、環境大臣のほうから承認する旨の通知を受け取ったところです。

今回承認を受けました地域計画につきましては、近々各構成市町を通じまして、議員の皆さま方に配付させていただく予定をしております。

なお、承認されまして地域計画は、適時、環境省のホームページにて公表されておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長 再質問ありますか。

今村議員 ただ今、室長のほうから2月21日に環境大臣の認可が下りたという説明で、地域計画書については、公聴会の義務はないと、いう説明でしたね。今の話では。しかし、冒頭、室長もおっしゃっていましたが、これは多額の財政負担を1市4町の皆さんに課すものです。促進協で当初

計画している地域計画、そういう案を見てましても、少なくとも100億円近くかかる事業ですよ。その大方を起債で賄おうと考えておられるみたいですね。そういう大型な公共事業に関して、この地域計画書は国の言ってるマニュアルでいくと。概ね5年間の地域計画書。出して途中で、変更計画ありうるという形になってましたよね。だからその5年間に応じた、その時期、時期の必要経費に対して交付金措置しますよってやつですよ。ですから、この根底なのは、事業計画書も含めて全部、地域計画書には、何年度には何を、何年度には何をすると、何年度にどういうことを作っていくということを全部書かなくては、いけませんよね。他のところ、内示を受けたところ、全部私も、県内のもいろいろと見せていただきましたわ、確かにあのホームページに載ってるから、その問題って、ものすごく住民にとっては、知らない間にそういう大きな負担を、長年に渡って負担を押し付けられる可能性もあるわけですね。そういう大事な問題を、促進協、国や県とやっている促進協の中では、地域計画公聴会などは義務付けられていないからしませんが、簡単におっしゃいましたが、当組合管内でそれを事業実施をしていくわけです。だから、このいま複合的一部事務組合になっておりますが、この管内で、1市4町でそれぞれの地域で、この問題の地域計画の説明と、それに対する意見聴取というのは、当然あってしかるべきだと、私は思いますが、そういったことに足を踏み出さないのか、ここに管理者もおられますが、その姿勢というのは、やはり、なぜこう申し上げるかと言えば、こういった形で県外でもいろんなところで、この焼却場建設を行ってきています。住民の反対で計画中止になったところもあります。作っても、結局、建設費を莫大にかけても、ランニングコストやいろんな問題で休止をしている。長浜の例で申し上げたら、湖北広域行政事務センターの灰溶融炉が、平成15年から8年間休止をしている。みんなの血税で建てたものが、有効に活用されるんじゃないかと、長年休止されて、もう廃止の方向やと。そんな全国的にあちこちにあるわけですね、ですから無駄な公共事業をしないという観点に立つならば、広くみなさんの意見も聴取して、そして適正規模、また今の環境問題に対応した、国の削減目標に対応した、施設をどう建設していくか、そういったことを一部のその管理者のみなさんや、またその担当している事務局のみなさん方の促進協、ならびにそういう関係団体、幹事会だけで協を議進めい

ていく問題ではないと思いますが、そういう点では、今後の方向転換はあるのか明確な答弁を求めます。

管理者

少し、誤解があるんじゃないかと思いますが、そもそも今、ここの広域行政組合は、そういうことを議論するためにあるわけですね。そういう観点から言いますとね、その公聴会というものを、そういうような処理施設を検討しているのではなくて、むしろ今後われわれ管理者なり、副管理者なり、そういうものが、十分にいろいろと研究、あるいは研修を深めてですね、そのうえで、たえずこの議会です、いろいろなご意見をいただきながらですね、最終的には、この議会で決めていただくということになるわけございますので、そういう観点から申しますと、現在は、今回のこの環境省のほうの、環境大臣からの承認の内容はですね、確かにおっしゃるとおりですね、年次的に進めていくというのは、求められておりますが、私どもといたしましては、現時点で承認されて、特にこの23、24年の時点で考えるべきことは、一つは、まず一つ1市4町という枠組みなんですね、広域行政組合においても認められ、同時に環境大臣においてもこの枠組みが認められたということが非常に重要であると、私は思っております。これにつきましては、公聴会とかそういう問題ではなくて、むしろ広域行政組合において、きっちりと決めて、それを環境大臣も承認したという事実関係が重要であるというふうに考えております。あと、これはですね、この今回の地域計画につきましては、場所とかそういうものがまだ決まっていなくても、計画としては、認められておりますので、今後やはり場所を決めたりですね、あるいは機種を選定したり、そして今おっしゃったように灰を溶融するような施設があるかどうかとかですね、これは順次、みなさんと共にですね、検討していくべき問題であると考えております。

議長

再々質問ありますか。

今村議員

ただ今、管理者のほうから、当議会の場で、みなさんのいろんな意見を聞いて、最終事業決定、議決をしていくと、それまで、その提案の内容については管理者、副管理者また、事務局のほうでいろんな計画は作成していくという説明ですが、本来、管理者、執行側の姿勢が私は、非常に問題だと思うんですね。議会は、提案されたやつを議決してくれたらいいんですよと、それでは、提案される内容について、提案される前に、どういう内容で、どういう計画を立てましたか、と前回もお聞きし

ましたが、内示が出る前までは、公開しませんと、このようにいいましたよね。地域計画の申請をしましたと、そういう姿勢が、私は、無駄な公共事業につながる危険性が過大にあると思っています。地域計画で、確かに場所の未定、また機種の内容の未定、そういうの書いておられるところもありました、他のところでも、内示が出てるところでも。しかし基本的には、促進協のこの間、学習会2回ありましたが、講師で来られているみなさん、あそこの方たちは、もう機種の内容でも具体的なことを説明、いろんなことを話しておられます。それは、そういうものありきで進んでいるとしか思えないような、私は、感じました。2回参加させていただいて。しかし、全体的に見て、本当にうちの管内でのそういった可燃ごみ処分や、リサイクル含めたそういった廃棄物の処理に関して、それでいいのかという問題を非常に感じました。私、管理者に申し上げますが、管理者や副管理者また、事務局また、そういった事務方の方達だけで、そんなことを計画策定するんじゃなくて、広く環境問題に取り組んでいる人もおられます。また、関心あっていろんなことを勉強されている方もいます。執行側の姿勢としてもっとオープンに情報公開して、地域計画についても、国が交付金、そうやって今回決定で認可されたという話ですが、これからの進行状況というのは、計画書に沿っていくわけですから、随時議会だけでなく、関係自治体、住民に対しても十分な説明責任を果たしていただきたいと思いますが、その点については、どのように考えておられますか。

議 長 管理者。

管 理 者 あたかもですね、機種が決まっているかのようにとおっしゃいますが、我々はこれからどのような機種がいいのかと決めるために、ああいうような勉強会っていいですか、研修会をやっている訳でございまして、また、最先端のものの考え方というものを我々も持たなければいけないというふうに考えている訳です。ですから、決してあの研修会を、管理者、副管理者だけでやっている訳ではございません。必ず、1市4町の皆さんの議員にも声を掛けております。同時に一般の市民の方々も、あるいは町民の方々もですね参加できるようになってるわけでございまして、その中で、我々は最終的に、よりよい場所なり機種を選定していきたいと考えている訳でございまして。そういう意味では、私どもでは、ずいぶん、ちゃんとした公開してやっているというふうに考えておりますので、

これを公開じゃないとおっしゃると私どもとしてはですね、一体どうすればいいのと逆に聞きたいというような気持ちでございます。

今村議員　もう一回、最後ですけれどいいですか。

議　長　いいえ、3回までですので。

今村議員　じゃ、質問じゃなかったらいいのですね。

公開とおっしゃいましたが、地域計画は公開しなかったということが問題だということを覚えておいて下さい。以上です。

議　長　以上をもちまして、今期定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。これをもちまして平成23年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、長い時間ご苦労様でした。

午前 11 時 48 分　閉会